



# 鳥取県公報

平成 28 年 11 月 17 日(木)  
号外第 102 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則（55）（労働政策課）・・・ 3

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県立産業人材育成センター規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

県内におけるものづくりに携わる人材の育成のための職業訓練体制の見直しに伴い、鳥取県立産業人材育成センターにおける訓練科の新設等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校の訓練科を次のとおり改める。

ア ものづくり情報技術科（定員20人、訓練期間2年）を新設する。

イ コンピュータ制御科（訓練期間2年）の定員を15人（現行 30人）に減員する。

ウ コンピュータ制御科（訓練期間1年）を廃止する。

(2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第55号

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

鳥取県立産業人材育成センター規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(職業訓練の種類等)						(職業訓練の種類等)					
第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
職業訓練 を行う施 設の名称	職業訓 練の種 類	訓練 課程	訓練科	訓練 生定 員	訓練 期間	職業訓練 を行う施 設の名称	職業訓 練の種 類	訓練 課程	訓練科	訓練 生定 員	訓練 期間
鳥取県立 産業人材 育成セン ター倉吉 校（以下 「倉吉校」 とい う。）	普通職 業訓練	普通 課程	コンピュータ制	15人	2年	鳥取県立 産業人材 育成セン ター倉吉 校（以下 「倉吉校」 とい う。）	普通職 業訓練	普通 課程	コンピュータ制	10人	1年
			御科						御科	30人	2年
			ものづくり情報	20人	2年				御科		
			技術科						略	略	略
略						略					
略						略					
2 略						2 略					

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。